

事業者選定の公示（建設工事）

東北大学（片平）学術資源拠点等改修整備事業について、これを実施する事業者（契約予定者）を選定するため、次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成24年4月26日

国立大学法人東北大学
理事 佃 良 彦

1 事業概要

- (1) 事業名 東北大学（片平）学術資源拠点等改修整備事業
- (2) 事業内容

「東北大学（片平）学術資源拠点等改修整備事業」は（片平）史料館（1,925年築、RC2階建、1,241㎡）及び（片平）多元研事務棟（1,927年築、RC2階建、892㎡）の耐震改修事業である。

両建物は、大正末期から昭和初期にかけての建物で、耐震改修と建物保存の両面の観点から最適な工法等を選択するため、設計から施工までを一括して実施するものである。

- (3) 履行期限 平成25年3月29日
- (4) 本事業においては、事業実施者を選定するため、設計及び工事施工の観点から「技術提案」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、定められた条件の中で提案された技術評価が最も高い者を契約予定者とし、契約内容について確認合意後に事業実施者として決定する。
- (5) 本事業における工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年 法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられる。

2 参加資格

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格

国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

文部科学省における**建築一式工事に係るA又はB等級**の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年 法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年 法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

文部科学省における平成23・24年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）の参加資格について、「**建築（設計・施工管理）**」の認定を受けていること。

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

平成 9 年度以降に、元請として完成・引渡が完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）

・国又は地方自治体から文化財又は歴史的建築物の指定を受けた鉄筋コンクリート又は組積（石又は煉瓦等）造で地上 2 階建以上の建築物の改修（全面又は耐震）工事を施工した実績

会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、国立大学法人東北大学から、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 18 年 1 月 20 日付け 17 文科施第 345 号 文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

本学が本事業について要求水準書の作成業務を委託している株式会社 NTT ファシリティーズが協力会社として参加していないこと。

本件に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

(2) 事業者を選定するための評価基準

事業の実施方針

事業内容の理解度、設計及び施工の実施方針及び手法の妥当性、安全対策、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性

課題についての提案

・提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

3 手続等

(1) 担当部局

〒980-8577 宮城県仙台市青葉区片平二丁目 1 番 1 号

国立大学法人東北大学施設部計画課 契約・監理室 契約・監理係

電話 022-217-4946

(2) 説明書の交付期間及び場所

平成 24 年 4 月 26 日から平成 24 年 6 月 4 日まで。「東北大学施設部 HP」（<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/sisetubu>）からダウンロードすること。

(3) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

平成 24 年 6 月 5 日 15 時 00 分(1)に同じ。

持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）すること。

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 契約保証金 納付。ただし履行保証保険を締結する場合等は免除
- (3) 虚偽の内容が記載されている技術提案書は、無効とする。
- (4) 手続きにおける交渉の有無 無
- (5) 選定事業者は本件の契約予定者となり、技術提案書の内容につき本学が改善等を求める事項について協議し合意を得た後に契約者となる。
- (6) 記4(5)の協議が整わない場合は、契約予定者の決定を取消し、次順位者を契約予定者とする^{ことがありうる}。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 有
- (9) 技術提案書のヒアリングを実施する。
- (10) 関連情報を入手する為の照会窓口 記3(1)に同じ。
- (11) 記2(1) 及び に掲げる資格を満たしていない者も記3により技術提案書を提出することができるが、記3(3)の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
- (12) 詳細は説明書による。